

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和7年7月25日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和7年7月25日(金) 15:00～17:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 寛	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	冲山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：1名 推進委員2番 磯崎 光宏

7.会議録署名委員の指名：9番 金田 可奈利委員、10番 金田 秀彦委員

8.議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取
について(利用権設定)

9.出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。
本日、推進委員2番磯崎 光宏さんは上京中の為、欠席の連絡がありました。
会議録署名委員ですが、9番金田 可奈利さん・10番金田 秀彦さんお願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年7月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、
面積 2151㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人(ゆずりうけにん) ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 あしたば

番号2 ①農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1065㎡、
②農地の所在 大字●●●●番、登記 宅地・現況 畑、農振区分 農振内、面積 537.09㎡
2筆合計 1602.09㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人(ゆずりうけにん) ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 バニラ

続いて場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、町立富士中学校正門より都道神湊八重根港線を空港方面へ約220m進み右折、そこから道なりに約500m進んだ左側の場所になります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2農地は、黄八丈会館より都道八丈循環線を中之郷方面へ約80m進み右折、そこから道なりに約100m進んだ右側の場所になります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、現在、●●●●さんの現在借りている農地の隣接した位置にあり、整地された状況で、農地取得後はアシタバの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については管理している農地は全て島内です。番号2農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、きれいに整地されており、今後、令和9年度に施設整備を行い、バニラの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については、所有・管理している農地が全て島内です。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、三根地域より推進委員3番 村口 知功さんお願いします。

推委3番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。しっかり手が入っており、今後の利用にも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、農業委員6番 磯崎 典雄さんお願いします。

農委6番 当農地は以前より譲受人が借入を行い、10年以上夫婦で綺麗に管理しておりました。借地として利用していましたが、今回購入するという事で、今後とも農地を有効利用していただけると思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について樫立地域の推進委員は所用により、欠席しておりますので、農業委員4番 伊勢崎 武二さん説明願います。

農委4番 元々は民宿が建設されていて、更地にし有効利用を行うという事でしたが、利用されずじまいという状態でした。バニラ栽培において、規模拡大の観点や加工場などの建設も考えているという事で、非常に良い使い方をしていただけるのではと思いますので、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

《質疑なし》

本件について、ご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、本件について許可といたします。

議長 続いて、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和7年7月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 雑種地・現況 畑、

農振区分 農振内、面積 1375㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、

農振区分 農用内、面積 1529㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉鉢物、期間 10年間、賃借料は年間10,000円となります。

続いて、場所の説明にうつります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、西見研修センター入口より南原スポーツ公園方面へ約210m進んだ左側の場所になります。3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2農地は、町當中之郷団地より北西方向へ約180m進んだ左側の場所となります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者であり、農地についてはパイプハウスの骨組みが残っており、骨組みの修繕やビニールの張り替えを行いレモンの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・

常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、ロベが植えられており、鉢物の原木栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員、農業委員から意見をいただきます。
番号1農地について大賀郷地区より推進委員5番 菊池 有梨沙さんお願いします。

推委5 事務局と農業委員と現地を確認してきました。現在は荒れていて、入口付近にロベと骨組みのみのパイプハウスがあります。ロベは手を入れれば出荷できそうな状態になりますし、パイプハウスの方もビニールなどを被覆し、レモンを植え付けるとの事なので、非常に良い事だと思います。よろしくお願いします。

議長 続けて、農業委員7番 菊池 勝男さんお願いします。

農委7 長年放置されていた農地が有効利用されるという事で、大変良い事だと思います。よろしくお願いします。

議長 続けて、中之郷地域より推進委員1番 菊池 家司さんお願いします。

推委1 事務局と農業委員と見て参りました。ロベが植わっており、北側と西側が道路に面しており、観葉鉢物も運び出しがしやすい場所です。特に問題ないかと思しますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、農業委員9番 金田 可奈利さんお願いします。

農委9 利用権設定をする者は町役場の方にて勤務しており、利用権を設定される者については地域の草刈り事業にも参加していただくなど、大変意欲的な方かと思えます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。

農委10 はい。議長よろしいですか？

前回総会時に利用権設定をする者の都合により、合意解約という報告があったが、農地中間管理事業に関して、同じやり方で行っていると前回の様な結果になると思うと心配です。制度の理解や齟齬が無いようにしてほしいと思うが、今回何か対応の変化などはあったのか？

事務局 利用権を設定する者と利用権設定を受ける者と同じ席の場を設け、そこに事務局と次長を含め長期貸借についての説明と中間管理事業について説明を行い、理解をしてもらいました。

農委10 ありがとうございます。どんどんブラッシュアップしていく、今後とも良いものを作っていけたらと思います。

議長 農業委員10番、意見ということでよろしいですかね？他にご意見・ご質問ないでしょうか？
《質疑なし》

議長 本件についてご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》
ご異議無いものとし。本件については許可といたします。